

を通して自国政府に求めるよう締約国を促す。

6. 主要資金提供者を確保し、湿地管理者研修の世界的なネットワークの考え方を追求し、さらには担当者交換がより広範に行われることを奨励するよう条約事務局に要請する。
7. 世界中から研修カリキュラムおよび組織の詳細を取り寄せ、締約国にそのような情報が利用可能であることを知らせるようさらに条約事務局に指示する。
8. 1997-1999年の3年間に、発展途上国の代表を適切な湿地管理者研修プログラムに参加させるため、「ラムサール条約湿地保全および賢明な利用のための小規模助成基金」への資金援助を優先するよう締約国に求める。

勧告6.6 地域に根ざしたラムサール連絡担当官の設置について

1. 条約事務局内に地域担当専門官を設置することを理由の一つに、第4回及び第5回締約国会議において条約の基本予算が増額されたことを想起し、
2. 渡りをする種の保護をも含む国境にまたがる湿地管理の問題を検討するため、さらに締約国が協力すべきであることを示唆している「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」(決議5.6付属書)を想起し、
3. ラムサール条約の下で、世界各地で似たような管理上の問題を抱えている類似の湿地生態系が存在し、地域レベルの協力の増大が条約のより効果的な履行に帰結するであろうことを認識し、
4. 条約の締約国になることに強い関心を持つ国々が、この点に関しそれらの地域内で入手できる専門知識によってさらに支援を受けられることを意識し、そして、
5. 条約の加盟国を拡大するため、またアフリカ、アジア、中南米地域、オセアニアで行われているラムサール条約の活動のための全般的支援の水準を高めるため、すでに基本予算の中から確保されている地域担当専門官に加え、地域に根ざした職員の設置が強く望まれることに注目し、

締約国会議は、

6. 地域に根ざしたラムサール連絡専門官を配置し維持できるようにするため、特別な支援措置の下で現行の財源に対する追加拠出を検討するよう締約国に要請する。
7. 特に上記の地域において条約履行の効果をさらに高める手段として、ラムサール連絡担当官配置への財政支援を求めるよう条約事務局に命ずる。
8. 各々の地域事務所内でこれらの担当官を共同で配置し、また日々の活動でより密接に協力することを通じ、この提唱を推進する方法を検討するようパートナー機関に求める。
9. この提唱を支援し、地域に根ざした支援や助言を提供するラムサール条約の権能が増強されるような機構を検討するよう常設委員会に奨励する。

勧告6.7 サンゴ礁と関連生態系の保全と賢明な利用

1. 世界のサンゴ礁とマングローブ林や藻場を含む関連生態系の多くが劣化していることを意識し、
2. 食糧生産、観光、レクリエーション、美的資源、海岸線保護などのサンゴ礁や関連する生態系が人類に与え

勧告

る利益を十分に認識する必要があることを意識し、

3. 小島嶼開発途上国やその他の国にとって、サンゴ礁や関連生態系が社会経済上、生態学上、文化上、レクリエーション上重要であることを認識し、

4. 今まで条約の活動の上であまり取り上げられなかったサンゴ礁と関連生態系は重要な湿地タイプであることを考慮し、

5. 「アジェンダ21」の17章がサンゴ礁、マングローブ林、藻場を生物多様性と生産性の高い海洋生態系であると認識し、それらの分布を把握し保護する活動に高い優先順位を与えるよう推奨していることに注目し、

6. より効果的な調査、モニタリング、管理および関連体制の強化を通じ、サンゴ礁と関連生態系の持続的管理を促進することを目標とした、政府と国際的および国内NGOの協力によって誕生した「国際サンゴ礁イニシアチブ(ICRI)」を歓迎し、

7. 「低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む」とするラムサール条約の第1条1による湿地の定義と、国際的に重要な湿地のリストに各締約国は領域内にある適当な湿地を指定することを条約の第2条1は求めていることを想起し、

8. 勧告4. 2の付属書I「国際的に重要な湿地を選定するための基準」により定められた代表的または固有な湿地のための基準と、植物や動物に基づいた一般的な基準と、勧告4. 7の付属書2Bで海洋と沿岸の湿地タイプリストの中に特にサンゴ礁を含めていることに注目し、

締約国会議は、

9. サンゴ礁と関連生態系の適切な地域を、ラムサール登録湿地として指定するよう締約国に要請する。

10. 世界的な湿地保全の総括的な戦略の一要素として、サンゴ礁と関連生態系の保全と賢明な利用を育むことを条約事務局に勧告する。

11. 特にオセアニアとカリブ海地域のように加盟国の少ない地域の国々に対し、ラムサール条約の締約国となることの利点を示すよう条約事務局に要請する。

12. サンゴ礁と関連生態系の持続可能な利用と保全に寄与するように、適切な場合には常に条約の「1997-2002年戦略計画」の中で概説された調査とモニタリングを実行することにより、ラムサールの活動の中で「国際サンゴ礁イニシアチブ」の行動の呼びかけと行動の枠組みを支援するよう条約事務局に強く要請する。

13. 国連環境計画(UNEP)の「地域海域計画(Regional Seas Programme)」と、「計画の要素1. 1淡水、沿岸、海洋資源管理」と連携を行うよう、事務局と科学技術評価委員会に要請する。

勧告6. 8 沿岸域の戦略計画策定

1. 推定約60%の世界の人口と多くの開発事業が、海岸線から内陸部へ60km以内の沿岸の狭い部分に添って集中しており、人口増加と開発の拡張は生物資源の枯渇、汚染負荷、干拓、埋め立て、その他調整されないままの開発(その全てが、生物多様性に影響を与えている)等の点において、沿岸域の湿地を大いに圧迫していることに注目し、

2. さらに沿岸域の湿地については、総括的な水資源の保全と人間活動の累積的な影響に関して、土地利用計画によりいっそうの考慮が必要であることに重ねて注目し、